



# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

松前半島ゾーン(松前町白神岬～上ノ国町洲根子岬)

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項										受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法																											
	図面番号	大項目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)			地域	状況																									
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等				天端高(T.P.m)	下段( )内は設計津波水位																							
松前半島ゾーン	1/4	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	松前町	3	白神	白神地先	水管理・国土保全局		護岸	-	2,500	-	2,500	+7.4 (+2.8)	松前町の一部		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																								
								白神漁港	白神地先	水産庁											消波堤	○	42	+2.0	42	+2.5																		
							4	荒谷	荒谷地先	水管理・国土保全局		護岸	○	1,588	+4.9~+6.3	1,588	+7.4 (+2.8)				+5.8	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																				
																									①-1	突堤	◎	-	-	25	+5.8													
							5	大沢	大沢地先	水管理・国土保全局		離岸堤	◎	-	-	1,020	+4.4				住宅地					・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																		
																											①-2	離岸堤	○	3基360	+2.9	3基360	+4.4											
																											①-2-2	護岸	○	1,260	+5.2~+5.9	1,260	+5.2~+6.8 (+2.8)											
																												消波堤	○	133	+1.9~+2.9	133	+2.4~+3.4											
							大沢朝日 (大沢地区) 漁港	大沢地先	水産庁		護岸	-	210	+4.9	210	+4.9 (+2.8)	住宅地											・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																
																													①-2-1	消波堤	○	28	+2.7	28	+3.2									
																													離岸堤	○	1基100	+1.3	1基100	+1.8										
							6	朝日	朝日地先	水管理・国土保全局		護岸	-	560	+5.2~+5.9	560													+5.2~+5.9 (+2.8)	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。												
																																	離岸堤	○	3基520	+1.8~+2.9	3基520	+2.8~+3.9						
							大沢朝日 (朝日地区) 漁港	朝日地先	水産庁		直立護岸	○	580	+4.8~+5.3	580	+7.4 (+2.8)													住宅地					・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										
																																			消波堤	○	95	+4.8	95	+5.3				
							7	月島	豊岡地先	水管理・国土保全局		直立護岸	○	800	+4.6~+5.4	800																			+5.6~+6.4 (+2.8)	住宅地		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
離岸堤	○	3基200	+2.1~+2.3	3基200	+3.6~+3.8																																							
松城地先～唐津地先		水管理・国土保全局		①-5	緩傾斜護岸	◎	-	-	170	+7.4 (+2.8)	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																															
														護岸	○	130		+5.4	130	+7.4 (+2.8)																								
8	福山	福山地先	水管理・国土保全局		護岸	○	130	+5.4	130	+7.4 (+2.8)				住宅地		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																												
																		離岸堤	○	1基30	+2.8	1基30	+4.3																					
9	松前港	唐津地先～博多地先	港湾局	①-5-1	護岸	○	390	+5.5	390	+7.4 (+2.8)								住宅地		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																								
		大磯地先	港湾局	①-5-2	離岸堤	○	5基287	+2.1~+2.8	5基287	+2.6~+3.3																																		
10	建石	建石地先	港湾局		護岸	○	20	+5.4	20	+7.3 (+2.6)											住宅地		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																					
																	①-5-3							護岸	○	20	+5.4	20							+7.3 (+2.6)									
11	館浜	折戸地先～館浜地先	水管理・国土保全局	①-7	護岸	○	930	+5.4~+7.7	930	+7.3~+8.7 (+2.6)							住宅地								・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																			
		館浜漁港	折戸地先～館浜地先	水産庁		離岸堤	○	1基45	+2.4~+3.1	1基45																+3.6~+4.6	住宅地								・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
																														離岸堤	○	1基260							+2.4~+3.1	1基260	+2.9~+3.6			
																														護岸	○	555							+3.4~+3.9	555	+5.0 (+3.3)			
消波堤	○	51	+3.4	51	+3.9	住宅地		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																				
12	札前	札前地先	水管理・国土保全局	①-8	直立護岸				○	970																+4.9~+7.3			970	+7.4~+8.3 (+2.3)	住宅地		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。											
		札前漁港	札前地先	水産庁	①-9				直立護岸	○																170			+4.9	170				+7.4 (+2.3)										
直立護岸	○	145	+4.9	145	+7.4 (+2.3)				住宅地																	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																		
											①-9-1	堤防	○																540	+7.1				540		+7.4 (+2.3)								
13	赤神	赤神地先	水管理・国土保全局		護岸						○	30	+5.4																30	+7.4 (+2.3)				住宅地			・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。							
														①-10	離岸堤	◎																						-	-	880	+2.5			
14	静浦	赤神地先～静浦地先	水管理・国土保全局		護岸						○	880	+4.8~+5.6	880	+7.4 (+2.3)	住宅地														・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。														
																		消波堤	○	20																		+3.7	20	+4.2				
																		静浦漁港	赤神地先～静浦地先	水産庁																			護岸	○	261	+4.4~+5.6	261	+7.4 (+2.3)
																					消波堤	○	20																					
15	茂草漁港	茂草地先	水産庁		護岸						○	288	+4.9~+7.1	288	+7.4 (+2.3)			住宅地		・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																								
																	離岸堤				○	1基28	+4.4	1基28	+4.9																			
茂草	茂草地先	水管理・国土保全局		①-11-1	離岸堤						○	3基560	+1.8~+3.3	3基560	+3.3~+4.8		住宅地					・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																						
																							緩傾斜護岸	○	114		+6.0~+7.1	560							+7.4 (+2.3)									
																							護岸	○	580		+7.0~+7.8	580							+7.4~+8.8 (+2.3)									
16	小浜	小浜地先	水管理・国土保全局		護岸	-	250	+8.1~+8.2			250	+8.1~+8.2 (+2.3)	住宅地		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																													
																							消波堤	○	150		+7.3	150			+7.8													





# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

江差ゾーン(上ノ国町洲根子岬～ポンモシリ岬(八雲町・せたな町界))

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項										受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法				
	図面番号	大項目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)			地域	状況		
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等				天端高(T.P.m)	
																					下段( )内は 設計津波水位
江差ゾーン	1/3	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●施設の老朽化 ●津波により背後集落が浸水する危険性がある	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	上ノ国町	35	大洞	大洞地先	水管理・国土保全局		離岸堤	○	500	+2.0	500	+2.5	上ノ国町の一部		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
							36	上ノ国(上ノ国地区)漁港	大洞地先	水産庁		護岸	○	280	+3.0	280	+7.4(+2.3)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
							37	向浜	向浜地先	農振局		①-2	護岸	○	800	+5.8	800		+7.4(+2.3)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
													突堤	○	740	+0.8	740		+1.3		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
													離岸堤	○	775	+1.9	775		+2.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
													陸閘	-	3	-	3		+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
						江差町	42	柏	柏町地先	水管理・国土保全局		護岸	○	140	+4.5	140	+7.4(+2.3)	江差町の一部		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
						43	江差追分(五勝手地区)漁港	五勝手地先	水産庁		①-3	離岸堤	◎	-	-	180	+2.5	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
						44	大洞	大洞地先	水管理・国土保全局	①-4	離岸堤	○	540	+2.0	540	+2.5	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
												◎	-	-	198	-1.0	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
						45	泊	泊地先	水管理・国土保全局	①-5	潜堤	○	30	+4.9	30	+7.4(+2.3)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
												◎	-	-	353	-1.0	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
												◎	-	-	353	+2.5		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
												○	231	+5.9	231	+7.4(+2.3)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
						○	184	+6.0	184	+6.5		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
						46	尾山	尾山地先	水管理・国土保全局	①-7	潜堤	◎	-	-	465	-1.0	公園	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
						47	田沢	田沢地先	水管理・国土保全局	①-8	潜堤	◎	-	-	346	-1.0	干場	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
乙部町	2/3	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。 ●護岸の設置・嵩上げを行う。	乙部(乙部地区)漁港	元町地先	水産庁	①-9	潜堤	◎	-	-	590	-1.0	乙部町の一部	海水浴場	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
										護岸	○	438	+3.9~+4.0	438	+7.4(+2.3)	海水浴場	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
										離岸堤	○	1基5	+2.9	1基5	+3.4	海水浴場	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
						55	鳥山	鳥山地先	水管理・国土保全局	①-10	消波堤	○	168	+2.9~+3.7	168	+3.4~+4.2	海水浴場	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
											護岸	○	240	+4.0~+6.3(+2.3)	240	+4.6~+6.3(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
											離岸堤	○	3基200	+2.5	3基200	+3.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
											護岸	○	90	+5.8	90	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
						56	栄野	栄野地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	○	860	+5.3~+5.6	860	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
											離岸堤	○	5基480	+2.5	5基480	+3.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
						57	栄浜	栄浜地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	○	113	+4.6	113	+7.4(+2.3)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
護岸	○	163	+2.0	163	+7.4(+2.3)						住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
突堤	○	260	+2.0	260	+2.5							・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
58	乙部(元和地区)漁港	元和地先	水産庁	①-10	養浜	-	8,000	+1.0	8,000	+1.0		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	1,030	+4.6~+5.2(+2.3)	1,030	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
59	三ツ谷	三ツ谷地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	○	1,120	+6.5~+8.1(+2.3)	1,120	+7.4~+8.1(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					消波堤	○	150	+2.0~+3.9	150	+2.5~+3.9		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。									
60	汐見	汐見地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	○	270	+6.1~+6.5	270	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	550	+6.1~+6.8	550	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
61	花磯	花磯地先	水管理・国土保全局	①-10-1	護岸	○	550	+6.1~+6.8	550	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
					護岸	○	330	+5.0~+5.8	330	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。									
62	豊浜漁港	豊浜地先	水産庁	①-10-2	護岸	○	381	+5.0~+5.8	381	+7.4(+2.3)		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					離岸堤	○	1基99	+2.8	1基99	+3.3		・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
					豊浜	豊浜地先	水管理・国土保全局	①-18	護岸	○	400	+6.1~+6.6	400	+7.4(+2.3)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。					
護岸	○	290	+5.8	290					+7.4(+2.3)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
離岸堤	-	150	+1.8~+3.1	150	+1.8~+3.1		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。														





# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

茂津多ゾーン(ポンモシリ岬(熊石町・大成町界)～寿都町弁慶岬)

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項												受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法									
	図面番号	大項目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)		地域	状況										
						市町村名	地区番号	名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等				天端高(T.P.m)	下段(○)内は 設計津波水位							
																						延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)			
茂津多ゾーン	1/7	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害 ●津波による被害 ●施設の老朽化	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	せたな町	77	長磯	長磯地先	水管理・国土保全局	①-25	堤防	◎	-	-	50	+7.4 (+3.4)	せたな町の 一部	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。								
												護岸	○	1,310	+5.8	1,310	+7.3 (+3.4)											
												①-26	護岸	○	261	+5.9	261				+7.3 (+3.4)							
													突堤	○	1基170	+2.0	1基170				+2.5							
												長磯漁港	貝取潤地先	水産庁		護岸	○				214	+4.5	214	+7.3 (+3.4)				
																消波堤	○				44	+2.3	44	+2.8				
												78	貝取潤	貝取潤地先	水管理・国土保全局		消波堤				○	540	+4.2~+4.5	540	+4.7~+5.0			
																①-27	消波堤				○	415	+4.5	415	+6.1			
																	護岸				○	1,380	+4.9~+7.0	1,380	+7.3 (+3.4)			
												白泉漁港	白泉地先	水産庁		消波堤	○				96	+5.0	96	+5.5				
															79	平浜	平浜地先				水管理・国土保全局	①-28	消波堤	◎	-	-	100	+6.1
												80	宮野	宮野地先	水管理・国土保全局	①-1	護岸				-	510	+7.3~+7.7	510	+7.3~+7.7 (+2.6)			
																	堤防				◎	-	-	50	+7.4 (+2.6)			
																	宮野漁港				宮野地先	水産庁		護岸	-	242	+7.5	242
												81	久遠漁港	花歌地先	水産庁	①-1-1	消波堤				○	450	+7.8	450	+9.9			
																	湯の尻地先				水産庁	①-1-2	護岸	○	140	+4.5	140	+7.0 (+2.6)
																							護岸	○	100	+4.5	100	+7.0 (+2.6)
																					消波堤	○	460	+7.7	460	+8.2		
																	本陣地先				水産庁		離岸堤	○	1基150	+5.5	1基150	+6.0
													護岸	○	280	+3.6						280	+7.0 (+2.6)					
												85	上浦漁港	上浦地先	水産庁	①-2-1	護岸				-	550	+7.1	550	+7.1 (+4.1)			
																	護岸				○	465	+4.0	465	+6.8 (+4.1)			
																	消波堤				○	100	+2.1	100	+2.6			
																	上浦漁港				水産庁	①-2-2	胸壁	◎	-	-	300	+6.8 (+4.1)
												86	富磯	富磯地先	水管理・国土保全局		護岸				○	1,560	+3.6	1,560	+6.8 (+4.1)			
																	突堤				○	4基100	+2.0	4基100	+2.5			
																	消波堤				○	160	+4.6~+5.3	160	+5.1~+5.3			
												87	太田漁港	太田地先	水産庁	①-21	護岸				-	100	+7.1	100	+7.1 (+4.1)			
																	太田漁港				水産庁		胸壁	◎	-	-	191	+6.8 (+4.1)
														太田	水管理・国土保全局	①-21-1	護岸				○	1,720	+6.9	1,720	+7.5 (+4.1)			
												100	鵜泊(鵜泊地区)漁港	鵜泊地先	水産庁		護岸				○	173	+4.7	173	+7.0 (+3.0)			
														鵜泊(鵜泊地区)漁港	水産庁	①-22	胸壁				◎	-	-	440	+7.0 (+3.0)			
												102	古樽多	古樽多地先	水管理・国土保全局		護岸				-	250	+7.0	250	+7.0 (+3.0)			
												103	鵜泊(太樽地区)漁港	太樽地先	水産庁	①-31	護岸				-	492	+7.2	492	+7.2 (+3.0)			
												110	瀬棚港	川尻地先～三本杉地先	港湾局	①-3	護岸				◎	-	-	791	+7.4 (+2.9)			
												111	梅花都	梅花都地先	水管理・国土保全局		護岸				○	950	+4.9~+6.4	950	+6.9 (+3.0)			
112	中歌	梅花都地先～中歌地先	水産庁		護岸	○	510	+5.0~+5.8	510	+6.9 (+3.0)																		
115	白岩	クスレ地先	水管理・国土保全局		護岸	○	340	+5.1~+6.2	340	+6.9 (+3.0)																		
116	吹込	吹込地先	水管理・国土保全局	①-4	護岸	○	1,100	+5.1~+6.6	1,100	+6.9 (+3.0)																		
117	長浜	長浜地先	水管理・国土保全局	①-4-1	護岸	○	690	+6.0~+6.2	690	+6.9 (+3.0)																		
						突堤	○	2基60	+2.0	2基60	+2.5																	
118	美谷	美谷地先	水管理・国土保全局		護岸	◎	-	-	200	+6.9 (+3.0)																		
				①-30	護岸	○	870	+1.6~+6.2	870	+6.9 (+3.0)																		







# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸  
岩内ゾーン(寿都町弁慶岬～泊村泊発電所)

ゾーン区分	課題				海岸の保全に関する基本的な事項										海岸保全施設の整備に関する基本的な事項									
	図面番号	大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法				
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域		状況			
岩内ゾーン	1/3	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	寿都町	138	矢追	矢追地先	水管理・国土保全局	①-9	護岸	○	1,027	+4.1~+4.2	1,027	+6.6(+2.5)	寿都町の一部		●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
									寿都漁港	矢追地先	水産庁		護岸	○	650	+3.8~+4.4	650	+6.6(+2.5)			●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
								139	寿都漁港	大磯地先	水産庁	①-1	護岸	○	622	+3.8	622	+6.5(+2.0)			●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
													消波堤	○	60	+2.9	60	+3.4			●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
								141	寿都漁港	六条地先	水産庁	①-1	護岸	○	300	+2.9~+4.9	300	+6.5(+2.0)			住宅地	●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
													護岸	○	853	+2.9~+4.9	853	+6.5(+2.0)				●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
													消波堤	○	200	+2.9	230	+3.4				●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
								142	建岩	建岩地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	○	45	+4.2~+4.3	45	+6.5(+2.0)			住宅地	●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
													堤防	○	440	+4.1	570	+6.5(+2.0)				●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
								143	樽岸	樽岸地先	水管理・国土保全局	①-10	護岸	◎	-	-	130	+6.5(+2.0)				●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
													護岸	○	190	+4.3	190	+6.5(+2.0)				●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
													護岸	○	210	+3.9~+4.0	210	+6.5(+2.0)				●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
								146	有戸	有戸地先	水管理・国土保全局	①-11	護岸	○	310	+3.1~+4.9	310	+6.5(+2.0)				住宅地	●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
													突堤	○	2基40	+2.0	2基40	+2.5					●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	○	50	+3.0~+3.1	50	+3.5~+3.6					●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
													護岸	○	80	+3.7~+4.3	80	+6.5(+2.0)					●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
								147	種前	種前地先	水管理・国土保全局	①-1-1	護岸	○	270	+3.4~+4.5	270	+6.5(+2.0)				住宅地	●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
													護岸	○	233	+3.5~+4.3	233	+6.5(+2.0)					●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
								148	美谷漁港	美谷地先	水産庁	①-1-1	離岸堤	◎	-	-	7基512	+4.0~+5.8					●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	○	32	+3.0	32	+3.5					●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。	
									美谷	水管理・国土保全局	①-12	護岸	◎	-	-	103	+6.5(+2.0)	●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
												護岸	○	720	+3.3~+5.1	720	+6.5(+2.0)	●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
								149	横瀬	横瀬地先	水管理・国土保全局	①-1-2	離岸堤	-	346	+2.9	346	+2.9					●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	-	100	+4.3~+4.7	100	+4.3~+4.7					●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
								150	横瀬	横瀬地先	水管理・国土保全局	①-1-2	護岸	○	400	+4.4	400	+6.4(+2.4)					●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
													消波堤	○	60	+4.8~+5.3	60	+5.3					●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
								151	島古丹	島古丹地先	水管理・国土保全局	①-13	護岸	○	300	+4.4	300	+6.4(+2.4)					住宅地	●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
護岸	○	560	+3.5~+4.4	560	+6.4(+2.4)	●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																		
152	能津登	能津登地先	水管理・国土保全局	①-13-1	護岸	○	1,020	+3.5~+4.4	1,020	+6.4(+2.4)	住宅地	●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。												
					護岸	○	560	+3.5~+4.4	560	+6.4(+2.4)		●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。												
153	蘭越町	尻別漁港	港地先	水産庁	①-2	緩傾斜護岸	◎	-	-	50		+5.4(+2.4)	住宅地	●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										
						護岸	○	172	+1.7~+6.4	172		+4.1~+6.4(+2.4)		●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										
						離岸堤	○	305	+1.8~+2.3	305		+2.3~+2.8		●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										
153	岩内町	敷島内	雷電地先	水管理・国土保全局	①-3	潜堤	◎	-	-	300		-1.0	住宅地・商業地	●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
						緩傾斜護岸	◎	-	-	300		+6.0		●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
						消波堤	○	23	+3.8	23		+4.3		●現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。										
						護岸	○	30	+2.6~+3.0	30		+6.0		●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
						消波堤	○	50	+5.6~+6.0	50		+6.1		●現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール)により、適切な維持・修繕を行う。										
153	敷島内	敷島内地先	水管理・国土保全局	①-3-3	護岸	◎	-	-	150	+6.0		●現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。												



# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

後志檜山沿岸

積丹半島ゾーン(泊村泊発電所右岸～積丹町積丹岬)

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する基本的な事項		海岸保全施設の整備に関する基本的な事項											受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法	
	図面番号	大項目	小項目	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「-」	規模(現況)		規模(計画)		地域		状況
						市町村名	地区番号	名	計画区域	所管省庁区分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等			
積丹半島ゾーン	1/3	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	泊村	157	堀株	堀株地先	水管理・国土保全局	①-1-1	護岸	○	300	+5.1～+5.2	300	+5.9(+2.6)	泊村の一部	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
												消波堤	○	50	+2.6～+3.2	50	+3.1～+3.7		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。
護岸	○	230	+4.2～+5.6	230	+5.9(+2.6)							・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
離岸堤	○	1基76	+1.4	1基76	+1.9							・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。							
159	泊(後志)漁港	有戸地先～臼別地先	水産庁	①-1	消波堤		◎	-	-	460	+4.9	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。						
					消波堤		○	78	+3.0	78	+4.9		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。						
					護岸		○	538	+3.6～+4.4	538	+5.9(+2.6)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
					護岸		○	14	+3.6～+4.4	14	+5.9(+2.6)		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。						
泊			水管理・国土保全局		①-2		消波堤	◎	-	-	200		+4.9	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。				
							護岸	○	350	+4.5～+9.4	350		+5.9～+9.8(+2.6)		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
							突堤	○	4基170	+2.3～+2.9	4基170		+2.8～+2.9		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。				
							離岸堤	○	1基20	+2.0	1基20		+2.5		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。				
160	盃	盃地先	水管理・国土保全局	①-3	緩傾斜護岸	○	210	+5.6～+5.7	210	+6.1(+3.2)	住宅地		・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
					護岸	○	1,090	+5.5～+5.8	1,090	+6.1(+3.2)			・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。						
					突堤	○	1基40	+2.0	1基40	+2.5			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。						
					護岸	○	87	+5.2～+5.4	87	+6.1(+3.2)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。						
盃(カブト地区)漁港	盃地先	水産庁	①-11	護岸	○	75	+3.5	75	+4.0	住宅地		・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。							
				消波堤	○	75	+3.5	75	+4.0			・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。							
				緩傾斜護岸	○	140	+4.5～+4.6	140	+6.1(+3.2)			・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
				潜堤	◎	-	-	90	-1.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。							
161	興志内	茂岩地先	水管理・国土保全局	①-4	護岸	○	860	+5.1～+5.5	860			+6.1(+3.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。					
					消波堤	○	620	+3.3～+3.8	620			+3.8～+4.2		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。					
					護岸	-	815	+3.9～+4.9	815			+3.9～+4.9(+3.2)		・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。					
					突堤	○	3基70	+2.0	3基70			+2.5		・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。					
神恵内村	163	神恵内(本港地区)漁港	神恵内地先	水産庁	①-13	離岸堤	○	4基311	+2.0		4基311	+2.5		神恵内村の一部	・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。				
						胸壁	◎	-	-		550	+3.9 3.2			・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。				
神恵内(本港地区)漁港	神恵内(本港地区)漁港	水産庁	①-12	護岸	◎	-	-	550	+3.9 3.2		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。							
				護岸	○	100	+6.0	100	+7.0～+7.7(+3.2)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。							
164	赤石	赤石地先	水管理・国土保全局	①-5	護岸	○	1,970	+6.0～+6.7	1,970	+7.0(+3.2)		住宅地			・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
					消波堤	◎	-	-	100	+8.2					・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。				
165	大森	大森地先	水管理・国土保全局	①-5-1	護岸	○	1,850	+5.5～+6.7	1,850	+6.1～+0.0(+3.0)					住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
					護岸	○	110	+6.1	110	+6.4(+3.0)						・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。			
166	珊内	珊内村地先	水管理・国土保全局	①-6	消波堤	○	90	+3.7～+4.5	90	+3.7～+5.0			住宅地			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。			
					護岸	○	90	+3.9～+4.7	90	+6.4～+7.7(+3.0)						・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。			
神恵内(珊内地区)漁港	珊内村地先	水産庁	①-6	護岸	○	23	+3.9～+4.7	23	+6.4(+3.0)	住宅地						・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。			
				消波堤	○	67	+3.5	67	+4.0							・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。			
167	川白	珊内村地先～珊内村オネナイ地先	水管理・国土保全局	①-7	消波堤	◎	-	-	180					+6.6		住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。		
					護岸	○	1,020	+6.1	1,020					+6.4(+3.0)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハロー)により、適切な維持・修繕を行う。		
水産庁	①-7-1	護岸	-	270	+7.4～+7.8	270	+7.4～+7.8(+3.0)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。										
		護岸	-	270	+7.4～+7.8	270	+7.4～+7.8(+3.0)		・現在行っている漁港施設等のハロー体制により適切な維持・修繕を行う。										





